（№　S-2022-004）

CI-NET LiteS実装規約改善要求書（CHANGE REQUEST）（案）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発信者記入欄 | 事務局記入欄 | | | | | |
| 発信日　　2022年　11月　24日 | 受信日　　　　年　　　月　　　日 | | | | | |
| 会社名　鹿島建設 | 反映対象バージョン：指針･参考資料 | | | | | |
| 企業識別コード　212060 | Ver. | 2 | . | 2 | ad. | 0 |
| 部署名　IITソリューション部　データ・システム技術グループ | 事務局処理記入欄 | | | | | |
| 担当者名　鈴木 康之 |
| 連絡先 TEL:　 090-7194-6290 |
| 件名　出来高要請メッセージの利用方法に係る留意点の改訂 | | | | | | |

◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）

【要求内容】

出来高要請メッセージの利便性を向上させるため、鹿島建設より下記2点が要望として提示された。

1. 1つの出来高要請メッセージに対し、複数回の出来高報告メッセージを送信する場合は、出来高調査回数をカウントアップする方式とする（ただし、査定に伴う再提出等は[1]データ処理 No.により識別する）。
2. [1314]請求完了区分コード「1：未精算(請求継続)」として送信された出来高報告メッセージに対し、発注者側で「9：精算(最終回)」へ変更して送信することを許容する(「7：以降使用停止」を利用せずに発注者側から出来高要請を完了させることも許容するため)。

上記要望を受け、CI-NET　LiteS実装規約Ver.2.2 ad.0指針参考資料内の下記箇所に記載されている文について、変更が提案された。

* D.Ⅺ.8.出来高要請メッセージの利用方法に係る留意点

変更前

下記資料に示す。

* CI-NET LiteS実装規約Ver.2.1 ad.7指針･参考資料の記載｡

変更後

下記資料に示す

* S-2022-004出来高要請メッセージの利用方法に係る留意点の改訂　別紙

【要求の理由】

現行の出来高要請メッセージにおいては、継続的に請求が必要な常用・リース等においても、鹿島建設から毎月出来高要請メッセージを送信しているため、送信の要否確認・送信実務に多大な労力がかかっている。

また、受注者（協力会社）側においても、鹿島建設から出来高要請メッセージが送信されない限り、出来高報告メッセージを送信できないため、業務が月末等に集中し、業務効率化・平準化を阻害している。

上記2点の課題を解決するため、「D.Ⅺ.7.LiteS注文業務データがあるケースの一部修正に伴う運用上の留意点」「D.Ⅺ.8.出来高要請メッセージの利用方法に係る留意点」に記載されている文の変更が提案された。

【既存ユーザ等への影響】

影響を受けるユーザは限られているため、CI-NET全体への影響度合いは軽微である。

（№　S-2022-004）

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る

改訂チェックリスト

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 審議･検討日 | 2022年　11月　24日 |
| 審議機関 | （委員会／WG名等を記載）  標準委員会／LiteS規約WG |

|  |  |
| --- | --- |
| 改訂内容 | （提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載）  出来高要請メッセージの利用方法に係る留意点の改訂 |

| チェック項目 | | ﾁｪｯｸ | 指摘事項等 |
| --- | --- | --- | --- |
| 1.既存ユーザへの影響度合い | ①実稼動しているシステムの改修度合 |  |  |
| ②業務の見直し、変更への影響度合 |  |  |
| ③いずれのユーザの負担が大きいか |  |  |
| ④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か |  |  |
| ⑤即時の対応が可能か否か |  |  |
| ⑥立場の違いなく対応が可能か否か |  |  |
| 2.各社固有の業務要件か | ①他ユーザの賛同の有無 | ／ |  |
| ②業務の変更による対応可否の検討有無 | ／ |  |
| 3.印刷要件か | ①各社の帳票出力に依存する項目が否か |  |  |
| 4.二重要件か | ①他項目での類似機能がないか |  |  |
| 5.定義の明確化 | ①類似項目との違いは明確か |  |  |
| ②規約全体を通して定義を明確にしているか | ／ |  |
| 6.改訂の緊急度 | ①即時対応の必要性の有無 |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 審議結果 | (単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)  ＜未審議（2022年2月20日）＞  2019年2月4日に、鹿島建設より、複数回の出来高報告メッセージを送信する際に出来高調査回数をカウントアップすることで対応可能としたい旨が、LiteS規約WGメンバーへ要望として提出された。  その対応として、2019年度 LiteS規約WG第4回（2019年11月13日開催）にて、CI-NET LiteS実装規約 Ver.2.1 ad.8の指針・参考資料の改訂案が提示されたが、未確定の状態となっていた。  2022年度、鹿島建設より上記要望の再提示があったことを受け、改訂案をCRとして作成し、2022年度 LiteS規約WG第7回（2022年1月27日開催）に提出した。  （※2022年2月20日現在：未審議）  ＜要継続検討 2022年度標準委員会第4回（2023年3月23日開催）＞  下記資料案の通りに修正する。  ・標準20230303\_04資料022S-2022-004出来高要請メッセージの利用方法に係る留意点の改訂､別紙2023302.pdf  なお、請求業務における取引を特定するキーに請求番号を追加するかは、今後の検討課題とする |
| 今後の対応 | (上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など) |

|  |
| --- |
| 【チェック欄の凡例】  ○：問題なし  △：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい  ／：対象外／該当しない  ×：問題あり／指摘事項への対応が必要 |